

国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法の改正を求める意見書

2021年は、難民条約発効から70年、日本の同条約加入から40年の節目の年であり、国際人権基準に沿った各国の対応改善を求める機運が高まっている。

そもそも、日本の入管収容および難民認定制度は、国際連合の権条約機関から再三にわたる勧告を受けてきている。

また、アムネスティ・インターナショナル日本からは、(1) 収容の目的を限定し、法律に明記すること、(2) 収容の期間に上限を設けること、(3) 収容の開始・継続について司法審査を導入すること、(4) 「迫害を受けるおそれがある国への追放や送還は、国際的に禁止とする」原則を遵守することを日本政府に提言されている。

そこで政府に対し、国会与野党の英知を集めることはもとより、専門的知見を活かし、国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法の改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年10月5日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
外務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会